

学校いじめ防止基本方針



令和 2 年 度

四日市市立三重西小学校

はじめに

本校では、四日市市のいじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するために、今までに学校が取り組んでいることや、今後、さらに大切にしていける取り組みについてまとめるとともに、「いじめの早期発見」に努め、「重大事態」等に迅速に対応するために、「三重西小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校の「めざす子どもの姿」の中にある、「友だちを大切にする子ども」を育てるために、取り組んでいきます。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

I. 未然防止

【取り組みの重点】

- 1 落ち着いた学習環境をつくるための学習規律の定着
- 2 互いの気持ちを考えながら協力し合えるなかまづくり・人権学習
- 3 身の回りにある問題に気づき、主体的に行動できる子どもの育成
- 4 いじめ防止啓発

1. 学習規律の定着

どの子どもも安心して、学校生活を過ごすためには、落ち着いた学習環境が必要である。そのために、基本となる学習規律の定着に取り組んでいく。

各学年に応じた学習規律の目標を「授業開始」「発言・話し合い」「グループ活動」「授業のまとめ」「発表」の項目ごとに設定している。その中でも特に重点的に取り組んでいるのは、「授業開始」である。予鈴の前には、各担任や授業者は教室に入り、子どもたちの様子を観察し、チャイムと同時に学習を始める。また授業のない教員は教室へ支援に入る。このように、全職員で子どもを見ていく意識をもち、取り組んでいく。

本校の研究主題である「学び合い深め合い、主体的に学ぶ子どもの育成」～言語活動の充実をめざした授業の工夫～をもとに授業づくりをしていく。その中で、「学び合い深め合う力」を育成する手立てとして、算数科を中心に具体的方策をまとめ全職員で共通理解をする。また、学習規律の中で「発言・話し合い」として、聞き方や話し方を挙げている。このように、次の学年に積み上げていけるように発達段階に応じた指導方法をもとに授業に取り組んでいく。

生徒指導担当は、子ども全体の様子を把握し、共通理解ができていないところや、気になるところがあれば、必ず全体の場で確認し、周知する。また、子どもたちには、担任をしている子どもだけでなく、教職員全員ですべての子どもに対して、指導をしていくことも伝える。

2. なかまづくり・人権学習

(1) 学校教育における取り組み

- ①いのちの大切さや自分の良さに気づくための学習を深める。
- ・各学年・学級の実態に応じた教材研究を，1年間を通して授業を行う。
 - ・人権意識を高め，身の回りにある問題を見過ごさず，子どもの課題に応じた教材をもとに授業を行う。
- ②互いの状況や気持ちを考えながら，協力し合えるなかまづくりに取り組む。
- ・学級の中で，学級遊びや学級会活動を通してルールを決め，助け合える集団づくりを進める。
 - ・集団での活動を通して，規範意識やなかま意識をもたせる。
- ③差別や偏見など身の回りの課題を見抜き，解決しようとする集団を育てる。
- ・一人ひとりの児童を観察し，気になる行動や言動を見逃さず，問題となる事象については，子どもたちに投げかけながら解決方法を考えさせ，自分たちで行動できる学級集団をつくる。

(2) 校内研修

校内研修の中で，学級集団・なかまづくりや学力保障，実践上の課題について話し合う。

- ・視点児童を中心に，まわりの児童をどのように変容させていくか，また，何をきっかけに変容できたかなどを話し合い，実践交流をする。
- ・年に2回のQU検査（3年～6年）から見えてくる学級の実態も参考にする。

学期	月	主な行事	主な研修会等
1 学期	4 月	1 年生を迎える会 遠足	校内全体研修会
	5 月	QU検査① 教育相談	特別支援教育全体研修会
	6 月	いじめ調査・教育相談①	校内全体研修会（授業研究） QU研修会①（学年部） 学びの一体化研修
	7 月	交通安全教室	
	8 月		なかまづくり研修会 校内全体研修会 特別支援教育夏季研修会 学びの一体化人権同和研修
2 学期	9 月	いじめ調査・教育相談②	

	10月	運動会 QU検査・教育相談 修学旅行	校内全体研修会(授業研究) 学びの一体化授業研修 QU研修会②(学年部)
	11月	いじめ防止月間 児童集会 (生活見直し・異学年交流) 自然教室 三泗陸上記録会・音楽会 朝マラソン	校内全体研修会(授業研究) 学びの一体化授業研修
	12月	中学校区人権フォーラム マラソン記録会 校内人権週間	人権授業公開週間
3学期	1月	なわとびチャレンジ	なかまづくり研修会
	2月	いじめ調査・教育相談③ 6年生を送る会	校内全体研修会
	3月		校内全体研修会

(3) 地域・保護者との連携

- ① 家庭訪問や懇談会等から子どもの生活背景や保護者の願いを知り、それを教育活動に反映させていくとともに、連携協力を深めていく。
- ② 校区・地域人権協参加を通して、人権教育推進と啓発を行う。

3. 主体的に行動できる子どもの育成

(1) 自主的な児童会活動

児童会の主体的な活動を重要な取り組みとして位置づけ、児童会や生徒会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進する。

【児童会の目標】

あいさつができる

きまりをまもる

いじめのない学校にしよう

第1回代表委員会では、今年度は、こんな学校にしたいという児童会目標を決める。そして、2か月ごとに、生活目標を設定していく。生活目標については、生徒指導部であげた目標を年間指導計画と合わせて決め、中心となって全校児童に呼びかけていく。「1年生をむかえる会」や「ゲーム集会」、「運動会のスローガン」では、児童会が主体的に企画準備をする。



「自分から元気にあいさつ」

(2) 委員会全体で取り組む児童会活動

「児童集会」や「終業式」では、各委員会の取り組みを、劇やクイズを交えて紹介する。代表委員会だけでなく、各委員会からもみんなに伝えたいことを発表する。委員会活動は、学校をより良いものにするために、高学年が活動をしているという意識をもたせたい。また、活動の中で、問題に気づかせ、解決する手立ても考えさたい。



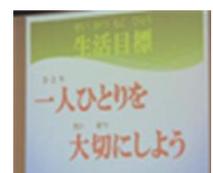
「西の子は一生懸命に掃除をします」



「西の子はきまりを守って遊びます」

【主な児童会活動】

学期	活動内容
1学期	1年生むかえる会、あいさつ運動、生活目標のとりくみ（1年間） 委員会発表、夏休みのやくそく
2学期	運動会スローガン、あいさつ運動、ゲーム集会 いじめ防止の取り組み、冬休みのやくそく
3学期	あいさつ運動



4. いじめ防止啓発

(1) 『いじめ』に関する指導の手引の有効活用

- ① 手引を参照して、いじめについての共通理解を図る。
- ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にする。

(2) 「いじめは絶対にしてはいけない」の意識づけ

- ① 子ども対象の学校評価に「いじめは絶対にしてはいけないと思う」という項目をつくり、「1:そう思う」が100パーセントになるような学級指導や道徳の授業を行う。→学校通信や学年通信等で伝える。
- ② 児童会より啓発活動を行う。児童集会を通して「いじめのない学校にしよう」を呼びかけたり、児童会掲示板にポスターなどを掲示したりする。

(3) いじめに関するリーフレットの配付

「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」(各種相談機関一覧掲載)を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とする。

(4) 各種相談機関を周知する

- ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）
- ② 「青少年と家庭の悩み相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
- ③ 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
- ④ 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
- ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
- ⑥ 文部科学省 24時間子どもSOSダイヤル（0120-0-78310）（全国共通ダイヤル）

II いじめの早期発見

【取り組みの重点】

- 1 日常生活から，子どもの変化に気づく。
- 2 子ども一人ひとりの姿や背景について各種調査により，様々な角度からとらえる。

※いじめの定義にかかり、いじめにあたるか否かの判断について

個々の行為が、「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。また、好意から行ったことで、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当することから、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応を行うものとする。

1. 日常的な取り組み

(1) きめ細かい児童観察

- ・ 予鈴前に、教室へ入り児童観察を行い、欠席状況や遅刻状況の把握。
- ・ 朝学習や宿題持ち物チェックの中で、気になる児童への声がけ。
- ・ 健康観察を含む朝の会での様子。(日直の仕事の様子、朝の会の態度など)
- ・ 休み時間での様子。(学級の遊び、教室にいる児童の様子など)
- ・ 日記、何でも帳、作文などの活用。

(2) 複数の教員の目で見ていく

- ・ 出入りの授業や委員会活動など、担任が見ていないところでの子どもの様子の情報交換を密にしていく。気になることがあれば、すみやかに担任に報告し、情報を確実に共有する。
- ・ 学年活動を定期的に行い、学年全体から見た子どもの様子に努める。

2. 生指・特別支援委員会の実施

- ・ 児童についての情報交換を密にし、組織的かつ迅速的な対応を目指す。
- ・ 特別支援委員会に生徒指導委員会を兼ねる・・・月1回実施

ねらい

- ① 気になる子どもの様子を記録し、情報を共有化し、問題行動の早期発見、解

決に努める。

- ② 子ども一人ひとりの姿や背景について様々な角度からとらえ、より適切な生徒指導を行う。 ※資料「生徒指導年間計画」参照
- ③ 個々の事案に対し、適切かつ迅速に行動できる指導体制の充実を図る。
- ④ 教育相談体制の強化・・・児童の指導、保護者及び関係機関との連携を図り、児童理解と支援を図る。

3. いじめ調査，QU検査の実施

(1) いじめ調査及び教育相談

- ・年間3回実施する。(1学期と3学期は、学校独自調査)

【学校独自調査】

校内いじめアンケート

____年 ____組 ____番 名前(_____)

◎次の質問に答えましょう。

いじめとは、三重西小学校のだれかから、いやなことをされたり、言われたりして、いやな思いをして心がとても傷つくことです。

1. 新しい学年(4月から)になっていじめを受けたことがありますか。

ア はい イ いいえ

ここで「ア」と答えた人は、下の2・3・4・5に答えましょう。

「イ」と答えた人は、下の2・3・4は答えずに、5だけ答えましょう。

2. それは、どんなことですか。あてはまるものの記号に○をつけましょう。

- ア ひやかしゃからかい、悪口を言われた。
- イ ぶつかったり、たたかれたり、けられたりした。
- ウ 物を何回もかくされたりいたずらされたりした。
- エ なかまはずれや無視をされた。
- オ そのほか(_____)

3. 今も続いていますか。

ア はい イ いいえ

4. いじめている人はだれですか。あてはまる記号に○をつけましょう。

- ア 同じ学級の子
- イ 同じ学年でほかの組の子
- ウ 年上の子
- エ 年下の子
- オ そのほか(_____)

5. あなたは、今いじめられていると思う子がいますか。(ほかの学級でも)

ア はい イ いいえ ウ わからない

- ・アンケートをもとに、「はい」と答えた児童の聞き取りをする。
- ・関係児童の聞き取りをする。
- ・学年や生徒指導担当に報告する。→ いじめかどうか判断する。
- ・「聞き取り一覧表」へ記録する。判定した場合は、迅速に対応する。

【聞き取り一覧表】

いじめアンケート問題行動集約①			
	対象児童	聞き取り内容	担任所感
年 組			

※ いじめ調査の結果、その認知件数が零であった場合は、学校便り等で当該事実を児童生徒や保護者に向け公表することで、検証を仰ぎ認知漏れがないか確認を行う。

(2) QU検査

- ・3年生から6年生は、QU検査を実施する。(5月, 10月)
- ・全児童対象の教育相談日(子ども相談)を設定し、QU検査をもとに、きめ細かい対応をする。特に、「侵害行為認知群」にあてはまる児童については、継続的に観察していく。

第2章 いじめ事象に対する対処について

I 学校いじめ防止対策委員会の設置

構成員) 校長・教頭・生徒指導主事・学年部長・養護・関係の学年・SC
取組方針) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期解決を図る。(いじめが起こった場合のフロー図 参照)

II 児童の指導

1. 対象児童の聞き取り・・・個別に聞き取り（十分な配慮）
→情報収集→関係職員で今後の対応策を話し合う。また、被害児童への心のケアをSC（臨床心理士）とともに最優先に行う。
2. 関わる周りの児童の聞き取り・・・確かな情報収集をする
→関係職員で今後の対応策を話し合う。
3. 保護者への報告，継続した観察
 - ・ 保護者への連絡については、必ず複数教員による家庭訪問を行う。確かな情報を整理し、丁寧な説明ができるようにしておく。また、事象だけでなく学校としてすべきことを明らかにして、保護者へ伝える。
 - ・ 継続的に児童観察をして、その後の経過や様子も知らせていく。
4. 事後の記録，継続した観察・・・すべて個別の児童観察の記録ファイルへ保存しておく。また、その記録のもと、継続して観察する。
5. いじめに関する授業の実施・・・当事者だけの問題としてとらえるのではなく、学級または、学年の問題としてとらえ、いじめに関する道徳等の授業を実施する。
6. いじめ事案の解消
いじめに係る行為が止んだ後も、継続的に被害児童の面談を行い、心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認する。こうした状態が少なくとも3か月間継続していることを確認し、該当いじめ事案を解消とする。

III 関係機関との連携

1. 教育委員会

いじめ事案が発生した場合は、市教育委員会に対し、常に報告・連絡するとともに、継続的な指示・助言を仰ぎ、適切な対応をしていく。

2. 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきている。

例えば、四日市北警察署・四日市西警察署・北勢少年サポートセンターとの連携をとり、子どもたちのより健やかな成長を見守っていく。

3. 他の関係機関との連携

- ・ 北勢児童相談所
- ・ 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- ・ 人権センター
- ・ こども保健福祉課家庭児童相談室
- ・ 男女共同参画課
- ・ 文化国際課多文化共生推進室
- ・ 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

IV 児童・保護者の役割

1. 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけを市の防止方針に基づき以下のように願います。教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めであるため、以下のことについて協力を仰ぐ。

- ア) どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけていく。
- イ) 児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ウ) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。

2. 児童として

児童も、学級・学校の一員として、いじめをしない・させない行動を進める。

- ア) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めていく。
- イ) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めていく。

V 重大事態発生時の対処（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告すると

ともに調査を実施する。また、当該の児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

- (1) いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【生徒指導年間計画】

	取り組み	毎月行うもの
4月	「いじめ防止基本方針」の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・生特委員会，職員会議での情報交換 ・欠席3日目シートの作成
5月	QU調査・教育相談	
6月	QU研修会 いじめ調査・教育相談① なかまづくり研修会	
7月	欠席3日目シート集計（1学期分）	
8月	夏休み家庭訪問（気になる児童対象） なかまづくり研修会	
9月	夏休み家庭訪問等の記録集約 いじめ調査・教育相談②	
10月	QU調査	
11月	QU研修会	
12月	教育活動に関するアンケート 欠席3日目シート集計（2学期分）	
1月	なかまづくり研修会	
2月	いじめ調査・教育相談③	
3月	欠席3日目シート集計（3学期分） 小中連携シートの作成	

※緊急生徒指導委員会は随時行う。

【いじめが起こった場合のフロー図】

